

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第41回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年6月19日（火） 10:00～12:00
- 2 場 所 学術総合センター 1112会議室
- 3 出席者 池田、大沢、大竹、川嶋、公文、酒井、城山、鈴木、武市、土屋、難波、水谷、毛利、吉川の各運営委員
（新井、石井、古城、高橋、二宮、山本の各運営委員は委任状提出）
野上機構長、岡本理事、山田理事、小新管理部長、鎌塚評価事業部長ほか機構関係者
- 4 会長及び副会長の選出
運営委員会規則第3条第2項に基づく互選の結果、会長に武市正人運営委員が、副会長に古城佳子運営委員が選出された。
- 5 運営委員会（第40回）議事要旨について
平成26年3月18日に開催された運営委員会（第40回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

6 議 事 《審議事項》

（1）大学ポートレートに係る規則等の制定及び関連規則の一部改正について

「大学ポートレート運営会議」及び「大学ポートレートセンター」設置に伴い、「独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則」の改正及び「独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレート運営会議規則」を制定する旨説明があり、原案のとおり承認された。

なお、本件は評議員会に諮ることとされた。主な意見は以下のとおり。

（○：運営委員 ●：事務局 以下同じ）

- 大学ポートレートセンター内で不祥事、個人情報流出等が起こった場合、最終責任は誰が負うのか。
- 組織の体制上は機構長が責任を負うことになる。しかし、大学側の提供するデータに誤りがあったならば、大学側にも責任が発生するとも考えており、今後検討していく。
- 大学ポートレートに対する社会からの批判等に対しても機構長が責任を負うことになるのか。
- 大学ポートレート準備委員会でも消費者保護の視点を持たなければならないとの意見がある。大学側の提供するデータに対して機構がどこまで責任を持つべきかについても今後の課題のひとつであり、各大学のデータの取扱いに関する規則等の制定も検討している。
- 大学ポートレートの運営に必要な予算と人員について、今年度の運営費交付金に含まれているのか。また、大学ポートレートに関する説明会の予定はあるのか。
- 予算について、平成26年度分は措置されている範囲内で対応したい。平成27年度以降は文部科学省より予算措置に向けて最大限努力すると聞いており、国からの支援をお願いしている。説明会については現在調整中であり、準備ができ次第ご連絡する予定である。

- 大学ポートレートに対する要望等、ユーザーの意見を聞く機会はあるのか。運営会議の構成員はほぼ大学関係者であるが、ユーザー側の者が入る必要について、これまでに議論はなかったのか。
- これまで準備委員会で議論してきたところではあるが、まず運営会議を立ち上げ、その中で議論していくべきだと考えている。
- ユーザーの意見の反映方法、運営会議に必要な人員の選定等については機構単独で決定できることではなく、運営会議の重要な議題の一つと認識している。

(2) 認証評価手数料規則等の改正について

消費税率が平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げられたことから、認証評価、選択評価、追評価に関する手数料規則の改正について審議が行われ、原案のとおり承認された。また、平成26年度の認証評価実施分については、昨年9月末までに意向確認を行い申請を受け付けていることから、現行の手数料に据え置くこととしており、他の認証評価機関も同様の取り扱いである旨、附言があった。

なお、本件は評議員会に諮ることとされた。

(3) 名誉教授の称号の授与について

名誉教授候補者4名の選考について審議が行われ、原案とおり承認された。

なお、本件は評議員会に諮ることとされた。

(4) 平成25事業年度業務実績報告書及び第2期業務実績報告書について

独立行政法人通則法第32条第1項、同法第34条第1項の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会の業務実績評価を受けるための平成25事業年度及び第2期中期目標期間の業務実績報告書について説明があり、原案のとおり承認された。

なお、本件は、評議員会に諮ることとされた。また、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

- 平成21年から平成25年まで、一般管理費及び事業費が相当程度削減されている。これまで事業を縮小することなく進めているが、機構の事業運営に支障をきたすようなことにはならないか懸念される。
- 独立行政法人である以上避けられない問題でもある。事業費については、学位授与事業は毎年同程度の事業規模だが、認証評価事業は実施校数の増減もある中で可能な限り経費の削減、効率化を図ってきた。文部科学省にはこれ以上予算が削られることのないようお願いしていきたい。
- 毎年度、人件費等の事業費の削減について述べられているが、どこかで有意義な業務の成果を主張し、事業費を増やしていく方向にすべきではないか。
- 機構の事業費を減らしても、事業としては減っていないので、結局は認証評価を受ける大学、学位試験の受験者等の負担となっている。このように受益者にしわよせがいくことは国の政策の在り方として適切なのかということを総務省等に伝えていきたい。機構としても、予算的余裕がなく、挑戦的な事業を企画しようにも難しくなっている。わが国のシステムの在り方として見直し、事業体が責任をもって運営できる環境整備をしていただければよいと求めている。

(5) 平成 25 事業年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第 33 条、同法第 38 条第 1 項の規定により、文部科学大臣に提出し承認を受けることとされている中期目標に係る事業報告書及び平成 25 事業年度財務諸表等について説明があり、原案のとおり承認された。

なお、本件は評議員会に諮ることとされた。また、今後の修正が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

(6) 業務方法書の一部改正について

政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）において、サービスの適用範囲の拡大等の改正を行うため、平成 24 年 3 月に「政府調達に関する協定を改定する議定書」が採択され、同議定書の規定により、平成 26 年 4 月 16 日より効力が生じることとなった。このことに伴い、同協定を引用している独立行政法人大学評価・学位授与機構業務方法書について一部改正する旨説明があり、原案のとおり承認された。

なお、本件は評議員会に諮ることとされた。

《報告事項》

(1) 第 3 期中期計画について

第 3 期中期計画の確定版について、前回の運営委員会からの変更点を中心に報告があった。

(2) 機構憲章について

機構の使命・役割、運営の基本方針を明らかにするとともに、構成員全員の行動指針として機構憲章を制定する旨報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 憲章を作成したことは対外的にも意義深い。情報発信や情報公開は機構の重要な役割であるが、項目としてないので今後検討いただきたい。
- 英語版は作成するのか。
- 英訳をする予定である。

(3) 各種委員会委員等の会長一任による追加発令について

大学機関別認証評価委員会委員 12 名、同専門委員 16 名、高等専門学校機関別認証評価委員会委員 1 名、法科大学院認証評価委員会委員 2 名及び学位審査専門委員 6 名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、承認された。

また、これまでと同様、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

(4) 教員選考委員会委員の指名について

独立行政法人大学評価・学位授与機構教員選考規則第 4 条に基づき教員選考委員会委員が指名されたことについて報告があった。

(5) 評価事業及び質保証連携事業について

評価事業及び質保証連携事業について報告があった。

(6) 学位授与事業について

学位授与事業について報告があった。

7 その他

本年3月に出版された、機構の川口顧問が代表執筆者を務める刊行物「大学評価シリーズ」の第6巻目『大学評価文化の定着—日本の大学は世界で通用するか?』について紹介された。

また、次回の運営委員会は、案件に応じて別途調整することとし、詳細については、後日事務局より連絡することとされた。

以上